

中小企業感染症予防対策補助金 Q & A

1. 補助対象となる経費について

ページ

Q1	補助対象となる経費について教えてください。	2
Q2	補助対象外となる経費について教えてください。	2
Q3	チラシに「市内の店舗等で購入した経費が対象」とありますが、市外の店舗等やインターネットでしか購入できないものは対象とならないのですか。	2
Q4	空気清浄機能（加湿機能）があるエアコンは補助対象となりますか。	3
Q5	オゾン発生器などは対象となりますか。	3
Q6	光触媒コーティングは対象となりますか。	3
Q7	リース・レンタル料は含まれますか。	3
Q8	消費税は補助対象経費に含まれますか。	3
Q9	クレジットカードで支払った場合も対象となりますか。	3

2. 補助対象者について

Q10	法人であればすべて対象となりますか。	3
Q11	市内在住でフリーランスとして活動していますが、対象となりますか。	4
Q12	個人事業主で住所は下松市外、事業所は市内にありますが、対象となりますか。	4
Q13	インターネット販売のみを行っていますが、対象となりますか。	4
Q14	市内に決まった店舗（事務所）はなく、公民館やコミュニティセンター等を利用して教室や講師をしています。対象となりますか。	4
Q15	今年（令和4年）に入って創業しましたが、対象となりますか。	4
Q16	事務所又は事業所の定義について教えてください。	4
Q17	国や県、他の団体が実施している補助金を申請済（又は申請予定）ですが、こちらの補助金を申請することはできますか。	4

3. 申請手続について

Q18	宛名の記載がないレシートは、対象とならないのでしょうか。	4
Q19	市内に複数の店舗を構えています。申請は店舗ごとに行ってもいいのでしょうか。	5
Q20	個人での事業と法人での事業を営んでいますが、それぞれで申請しても良いのでしょうか。	5
Q21	インターネットバンキングの場合、口座の確認書類は何を添付すればよいのでしょうか。	5
Q22	申請者とは異なる口座名義を指定したいのですが、できるのでしょうか。	5
Q23	申請後、補助金が振り込まれるまでにどのくらいかかるのでしょうか。	5
Q24	申請書兼実績報告書の様式が押印を求める様式になっていませんが、押印は必要なのでしょうか。	5
Q25	取組内容等の記載方法について教えてください。	5

4. その他

Q26	この補助金は課税対象となるのでしょうか。	5
-----	----------------------	---

1. 補助対象となる経費について

Q 1 補助対象となる経費について教えてください。

A 1 対象となるのは、「業種別ガイドライン」に基づく感染防止対策の取組であり、下表 1 に掲げるものです。ただし、業種別ガイドラインに具体的な設備が記載されていない場合は、業種別ガイドラインの内容と照らし合わせた上で、適切かつ必要と認められる物品については補助対象となります。ご不明な場合は、下松商工会議所または市産業振興課までお問合せください。

(表 1)

消毒費用	アルコール消毒液・ハンドソープ・消毒用ティッシュの購入費 アルコール消毒液・ハンドソープ等の設置に必要なスタンド・ ディスペンサーの購入費
マスク費用	マスク・フェイスシールド・ゴーグル・防護服の購入費
飛沫対策費用	飛沫拡散防止用アクリル板、透明ビニールシート、パーテーション、ステッカー（フロアサイン）、サインスタンドの購入費
換気費用	機械換気設備・換気扇の設置、換気機能（外気の取り入れ機能）等がある冷暖房設備（エアコン）、扇風機、サーキュレーターの購入費、施工費、施工に伴う運搬費
その他衛生管理費用	使い捨て手袋、非接触型体温計、サーモカメラ、ペーパータオル、ペーパータオルスタンド、使い捨て容器、CO ₂ センサー、空気清浄機、加湿器、抗原簡易キット購入費、自動精算機、キャッシュレス装置導入経費

Q 2 補助対象外となる経費について教えてください。

A 2 人件費、損失補填費、公租公課（消費税等）、事務所の改修・リフォーム費、振込手数料、既存設備の修繕・更新費、各種保証・保険料、リース費、家賃等の固定費、会場等使用料、維持費、飲食接待費、パソコン・タブレットなどの他の用途に容易に転用が可能な汎用性の高い機器、その他事業に必要と認められない経費などが対象外となります。

Q 3 チラシに「市内の店舗等で購入した経費が対象」とありますが、市外の店舗等やインターネットでしか購入できないものは対象とならないのですか。

A 3 市内事業者の方々を支援し、地域経済の活性化を図るため、市外の店舗等やインターネット販売でしか購入できないものについても対象外となりますので、ご了承ください。

Q4 空気清浄機能（加湿機能）があるエアコンは補助対象となりますか。

A4 通常のエアコンは、換気などを目的とした設備ではないため対象外となりますが、業種別ガイドラインに記載のある機能（換気、空気清浄、加湿など）があるものについては、エアコンに限らず対象となります。

（例：空気清浄機能付きファンヒーター）

エアコンを購入する際は、補助対象となる機能などの確認のため、必ず事前に下松商工会議所にご相談ください。また、申請の際は、機能等が確認できる書類（カタログ・パンフレット等の写し）を添付してください。

※空気清浄や加湿の機能は、換気を目的としたものではありませんので、業種別ガイドラインや『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』（厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>) を参考に、窓の開放などと併せてご使用ください。

Q5 オゾン発生器などは対象となりますか。

A5 オゾン発生器や次亜塩素酸噴霧器等は、一般的にウイルスを抑制する効果があるとされているため、事業の目的に沿った購入であれば対象となります。

Q6 光触媒コーティングは対象となりますか。

A6 中小企業感染症予防対策補助金は、内閣府HPに掲載されている「業種別ガイドライン」に基づく感染防止対策の取組として、物品（消毒、マスク、飛沫対策、換気、衛生管理に限定）の購入費用を補助するものであるため、対象外となります。

Q7 リース・レンタル料は含まれますか。

A7 含まれません。

Q8 消費税は補助対象経費に含まれますか。

A8 含まれません。

Q9 クレジットカードで支払った場合も対象となりますか。

A9 対象となります。カード利用代金明細書が必要となります。

2. 補助対象者について

Q10 法人であればすべて対象となりますか。

A10 中小企業基本法における「会社」または特定非営利活動促進法における「NPO法人」が対象です。これらに該当しない法人（宗教法人、医療法人、社会福祉法人、財団法人、協同組合等）は対象外です。

Q11 市内在住でフリーランスとして活動していますが、対象となりますか。

A11 フリーランスについては、市内在住で、かつ事業性があるか否かで判断します。申請日時点で、開業届の有無、確定申告書の収入が事業収入として申告されているか等で確認し、事業性が認められれば交付の対象となります。また、市内で事業を行っていることがわかる資料(委託契約書、ホームページ、写真等)の提出も必要となります。
※市外在住でフリーランスの方は補助対象外です。

Q12 個人事業主で住所は下松市外、事業所は市内にありますが、対象となりますか。

A12 市内に事務所又は事業所が所在しており、事業活動の確認ができれば、市外在住であっても対象となります。

Q13 インターネット販売のみを行っていますが、対象となりますか。

A13 A11のフリーランスの方と同様の取扱いとなります。

Q14 市内に決まった店舗（事務所）はなく、公民館やコミュニティセンター等を利用して教室や講師をしています。対象となりますか。

A14 対象となりません。市内に事務所又は事業所を有する事業者が対象となります。

Q15 今年（令和4年）に入って創業しましたが、対象となりますか。

A15 対象となります。申請日時点で市内に事務所又は事業所を有していれば対象となります。ただし、対象となる経費については、4月1日以降に市内の店舗等で購入したものに限りです。

Q16 事務所又は事業所の定義について教えてください。

A16 法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての事務所、事業所、店舗等をいいます。

Q17 国や県、他の団体が実施している補助金を申請済（又は申請予定）ですが、こちらの補助金を申請することはできますか。

A17 ほかの公的補助制度で交付決定又は補助金等の支払を受けた物品等は対象外となります。それ以外の物品等でご活用ください。

3. 申請手続について

Q18 宛名の記載がないレシートは、対象とならないのでしょうか。

A18 原則として、申請者が購入したことが分かるよう宛名が記載されているものが必要ですが、宛名の記載がないレシートの場合は、レシートでも構いません。その場合は、レシートの余白部分に代表者氏名を記載してください。

Q19 市内に複数の店舗を構えています。申請は店舗ごとに行ってもいいのでしょうか。

A19 店舗（事業所）数に関わらず、1事業者につき上限30万円で、補助率は3/4です。

Q20 個人での事業と法人での事業を営んでいますが、それぞれで申請しても良いのでしょうか。

A20 事業者ごとの補助となるため、双方が独立した別の事業者で、それぞれが要件を満たせば個人と法人とに補助されます。

Q21 インターネットバンキングの場合、口座の確認書類は何を添付すればよいのでしょうか。

A21 金融機関ホームページログイン後の画面を印刷したもので、口座名義人の表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号の確認ができるものを提出してください。

Q22 申請者とは異なる口座名義を指定したいのですが、できるのでしょうか。

A22 振込口座の名義人は、申請者と同じ名義人にしてください。法人の場合は、法人名義の口座、個人事業主の場合は代表者名義の口座になります。

Q23 申請後、補助金が振り込まれるまでにどのくらいかかるのでしょうか。

A23 申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められたときは交付決定通知書を発送いたします。通常であれば交付決定日より、2週間前後でご指定の口座にお振込みする予定です。

※申請の状況により、1カ月程度かかる場合がありますので、ご了承ください。

Q24 申請書兼実績報告書の様式が押印を求める様式になっていませんが、押印は必要なのでしょうか。

A24 申請書兼実績報告書への押印は必要としておりません。同じく、4誓約・同意事項の欄も押印は必要としておりませんが、代表者氏名の署名をしていただく必要がありますのでご注意ください。

Q25 取組内容等の記載方法について教えてください。

A25 取組内容等には、補助の対象となる取組内容を記載いただきます。対象の領収書又はレシートごとに、対象となる経費及び金額を記載してください。

4. その他

Q26 この補助金は課税対象となるのでしょうか。

A26 この補助金は税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入されます。損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。